

# あなたの想いを未来へ



UN  
WOMEN JAPAN

Ohinakaran Gajavarathan

## 「遺贈」ご寄付のご案内

今日、終活への関心の高さから、個人が亡くなった時に、遺言や契約に基づいて財産を特定の個人や団体へ無償で寄付する「遺贈寄付」にご興味を持たれる方が増えています。

「人生最後の社会貢献」と言われる遺贈寄付、遺産によるご寄付をお受けしております。  
ご寄付は必ずUN Womenが世界に展開する女性支援プログラムに役立てられ、  
女性・少女たちに、生涯生き抜く力と夢を与えます。

ご寄付の対象となるUN Womenのプログラム(日本協会からの主要な支援分野)

- 人道支援活動
- 女性・少女に対する暴力撤廃活動
- 経済的自立支援活動

### UN Womenとは

ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関です。女性と少女のグローバルな支援者として、世界中のニーズに応じた変化の促進を目的として設立されました。経済的自立、働きがいのある人間らしい仕事(ディセント・ワーク)、統治システムにおける女性のリーダーシップや参画、暴力からの女性と少女の解放、人道支援からの平等な恩恵などを目指して、政府およびNGOと協力し、さまざまな活動を展開しています。  
(<http://www.unwomen.org/en>)

### 特定非営利活動法人国連ウィメン日本協会とは

UN Womenと承認協定を結ぶ1国1委員会の国内委員会。寄付を募る日本で唯一の民間団体です。UN Womenの理念や、世界の女性の現状・課題を社会に広報するとともに、募金、寄付を中心に資金活動を推進。世界の女性・少女が可能性をひらき、希望の未来を手にする社会の実現を目指し、UN Womenの活動を支援しています。  
([https://www.unwoman-nc.jp/](https://www.unwomen-nc.jp/))

# ご寄付の流れ

## ◇遺贈による寄付

### 専門家へのご相談

弁護士、税理士、司法書士、行政書士、信託銀行などへご相談ください。



### 遺言書の作成や管理

専門家による「公正証書遺言」の作成や、遺言執行者をご指定。



### 遺言の執行

ご逝去の連絡を受け、遺言を執行し、「遺言執行報告書」をご遺族へお渡しする。

## ◇相続財産寄付

相続人の確定→準確定申告→遺産分割→寄付→相続税申告・納付

- \* ご遺族が相続された財産から寄付をする。相続税の控除を受けるためには、ご逝去の翌日から10か月以内に手続きをする必要があります。
- \* 煩雑な相続手続きを税理士にご相談されることを推奨いたします。

## ◇お香典や御花料からのご寄付

- \* ご希望があれば、ご遺族様から会葬の方々にお送りいただくための「お札状」をご用意することも可能です。

## ◆ご寄付の規定

現金のみお受けしております。金額は自由です。

## ◆相続税の優遇措置

遺贈や相続財産のご寄付は、相続税の申告期間内に行っていただくと相続税の課税対象になりません。

## ◆生前贈与

お受けいたしますが、相続税の控除は適用されません。

お問い合わせ先

**特定非営利活動法人**

**国連ウィメン日本協会 事務局**

**TEL/FAX: 045-869-6787**

**Eメール: unwomennihon@adagio.ocn.ne.jp**

**[https://www.unwomen-nc.jp/?page\\_id=1991](https://www.unwomen-nc.jp/?page_id=1991)**



Photo: UN Women/Fahad Kaizer